住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十七項第一号中「学資金」を「学資貸与金」に改め、「貸与」の下に「若しくは同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給」を加え、同項第二号中「第十五条第一項」の下に「の学資貸与金」を加え、「期限又は」を「期限若しくは」に改め、「決定」の下に「又は同法第十七条の三の学資支給金の返還の期限若しくは返還の方法の決定」を加え、同項第三号中「第十五条第二項」の下に「の学資貸与金」を加え、「猶予又は」を「猶予若しくは」に改め、「同条第三項」の下に「の学資貸与金」を「免除」の下に「又は同法第十七条の三の学資支給金の返還の期限の猶予若しくは免除」を加え、同項第四号中「学資金」を「学資貸与金」に改め、「回収」の下に「又は同法第十七条の三の学資支給金の回収」を加え、同項第五号中「学資金」を「学資貸与金」に、「又は当該学資金」を「若しくは学資支給金の支給を受けた者又は当該学資金」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第一条第八十五項中「特定就職困難者雇用開発助成金」を「特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省・農林水産省・国土交通省令第一号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号）の施行に伴い、及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「ついては、」を「おける」に、「規定は」を「規定の適用については」に、「それぞれ読み替えて適用する」を「する」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前二項の規定にかかわらず、平成二十九年四月一日以降に廃置分合等があった場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第五項の規定により準用する同条第一項」と、「〇・四二（廃置分合等市町村となった日の属する年度から五箇年度については〇・七一）」とあるのは「〇・六三」と、同項第二号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第五項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。）」とあるのは「平成二十七年」と、「昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」とあるのは「昭和四十五年」と、「昭和四十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」とあるのは「平成二年」と、同項第四号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第五項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年」とあるのは「平成二十七年」とする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百二十七号）の施行に伴い、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則等の一部を改正する省令

関税法施行規則の一部改正

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、条番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）	（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）
第二条の二　［略］	**第二条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の六第二項及び第二条の十六第二項において「開港等」という。）を経由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合　当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）	ロ　本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の六第二項及び第二条の十三第二項において「開港等」という。）を経由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合　当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）
二　［略］	二　［同上］